

早稲田大学大学院公共経営研究科・公共経営専攻
(専門職大学院)に関する
外部評価報告書

平成21年2月25日

外部評価委員

富野 暉一郎(龍谷大学法学部教授)

細野 助博(中央大学大学院公共政策研究科教授)

目 次

第1章 本外部評価の概要

第1節

本外部評価の位置づけ

第2節

本外部評価書策定の経緯

第3節

本外部評価の基本的枠組み

第2章 評価結果

第1節 総括

第2節 設置目的・教育目標

第3節 学生の受け入れ

第4節 教員組織

第5節 教育の内容・方法・成果

第6節 教育環境整備

第7節 管理運営

第8節 点検・評価

第9節 情報公開・説明責任

付属資料

(1) 別表1 外部評価委員名簿

(2) 別表2 訪問調査の日程

第1章 本外部評価の概要

第1節 本外部評価の位置づけ

本外部評価は、学校教育法第109条によって専門職大学院に義務付けられている、認証評価にかかわるものである。法に規定される場所では、すべての専門職大学院は設置後5カ年ごとに文部科学省によって認証された評価機関に自己点検・評価報告書を提出し、評価を受けることとされているが、公共政策分野においては文部科学省が設置を認可して5カ年を経過した公共政策専門職大学院が存在するにもかかわらず、現時点では認証評価機関が存在しない。そのため日本国内に認証評価機関が存在しない場合を想定した同法第109条第3項の規定を援用して、当該大学院は認証評価に代わるものとして外部評価を実施し、それを文部科学省に報告して公表されることをもって事実上認証評価機関による認証を受けたものとみなされる。

本外部評価の対象である早稲田大学大学院公共経営研究科(公共経営学専攻)では上記の例外規定を援用し、外部評価委員を委嘱して、点検・評価報告書(以下点検報告書と表記する)を外部評価委員の評価に委ねることとなった。外部評価を受託した評価委員は、大学院において取りまとめられた上記点検報告書を精査し、このたび外部評価報告書(以下評価報告書と表記する)として取りまとめた。したがって本評価報告書は、学校教育法第109条の例外規定である同法第109条第3項の外部評価にかかる報告書であり、認証評価機関による評価に代わる手続きとして文部科学省に提出するために取りまとめられたものである。

第2節 本評価書策定の経緯

早稲田大学大学院公共経営研究科(公共経営学専攻)(以下大学側と表記する)においては、設置後初の認証評価に対応するために平成20年1月に研究科認証評価委員会を設置して自己点検・評価を実施し、その結果を研究科運営委員会で審議の上同年10月18日に「点検・評価報告書」を決定した。

その経緯の中で、現状では公共政策専門職大学院の認証評価機関が未整備であることを踏まえて、大学側では法に規定された認証評価手続きを、認証評価機関による認証評価に代わる外部評価によって対応する方針を決定し、認証評価で求められる専門職大学院の機関評価における評価項目と評価水準を想定した試行評価の基準案を活用した自己点検・評価を実施し、点検報告書を策定した。

当該点検報告書に基づく外部評価委員を委嘱された外部評価委員2名(別表1)は、外部評価について自主的に研修を受講して専門職大学院の評価にかかる基本的な認識と方法について共通認識を形成した上で、点検報告書の熟読精査と質問事項の取りまとめ、さらに訪問調査等を実施した上で、合議によって本外部評価書を取りまとめ、このたび大学側に提出する運びとなった。

具体的には、各外部評価委員は、公共政策専門職大学院の認証評価にかかる研

修を平成20年9月ならびに10月に受講するとともに、11月に大学側から送付された点検報告書及び付属資料を熟読し、12月に点検報告書に関する追加資料の請求リストを取りまとめて大学側に送付し、同資料は訪問調査時に大学側から外部評価委員に提示された。さらに外部評価委員は訪問調査を前に委員会を開いて大学側に対する質問表を取りまとめ訪問調査時に大学側に示して質疑応答を行った。

大学側に対する訪問調査及びそれに伴う外部評価委員会は同年12月22日に実施され、調査の取りまとめに関する方針の確認と訪問調査によって新たに必要とされた追加資料の請求リストの確認が行われた。(訪問調査日程については別表2の通り)

外部評価委員による評価の取りまとめは平成21年1月中に集中的に進められ、同年2月25日に本評価報告書が大学側に送付されることとなったものである。

第3節 本外部評価の基本的枠組み

本外部評価は前述の通り公共政策専門職大学院を対象とする認証評価機関による点検評価に代わる学校教育法第109条第3項に基づく外部評価であることから、評価にあたっては当該専門職大学院に求められる法的要件・基準等に関する評価項目を充足することが求められることと理解している。またその一方で、大学評価の基本的なあり方として、外部評価の対象となる研究科の設置目的、研究科が置かれている教学環境や地域特性に十分配慮し、当該研究科の教学上・経営上の努力をより効果的なものとする視点を取り入れることについて当外部評価委員会は可能な限り対応することを目指した。

以上の基本姿勢の下に本外部評価委員会は、以下の通り外部評価の基本方針を定めた。

- (1) 本外部評価における評価項目は大学院設置基準ならびに専門職大学院設置基準で求められる法的要件、及び法から想定される必須要件についてはすべて評価の対象とする。
- (2) 外部評価の対象分野は8分野とし、当該大学院の機関としての全体の活動を対象とする。
- (3) 評価にあたっては可能な限り研究科の特色に配慮するとともに、研究科としての特色のある取り組み等が他の公共政策専門職大学院の新たな取り組みの参考となり、専門職大学院としてのより大きな可能性を引き出すように配慮する。
- (4) 本外部評価は認証評価に代わるものであるが、外部評価委員独自の立場として、本研究科の教学が一定の基準を満たしているか否かだけでなく、研究科の設置目的や到達水準に照らしてより高いレベルの教学を実現するために配慮すべき事項についても言及する。
- (5) 委嘱された委員は合議の上報告書を取りまとめ、個人としての意見は全体の報告書に吸収する。

第2章 評価結果

第1節 総括

(1) 本研究科に関連する公共政策専門職大学院制度の構造的課題

周知の通り専門職大学院は、日本の国際化が急速に進む中で、従来研究職の育成に重点が置かれてきた大学院に専門職業人の育成が新たに求められるようになり、さらに国際社会において人材の国際的流動化を背景とする学位の国際標準化が進む中で、文部科学省が法科大学院を手始めに新たな大学院像の確立に向けて平成14年度に学校教育法の改正にはじまる一連の高等教育に関する基本政策の転換を行った結果として制度化されたものである。

その一環として平成15年に制度化された公共政策専門職大学院については、2つの基本的な制度上の課題が従来から各方面で指摘されてきている。

第1の課題としては、そもそも公共政策専門職大学院がどのような人材育成を想定しているのかが明確でなく、社会的な資格との連動性が現時点では全くないことから、専門職大学院の設置目的や教育内容、さらには課程修了者に対する学位が各大学院ごとに多様な標記がなされ、結果として社会的な認知度が一向に向上しえていない。さらに、専門職大学院としての形式要件と授業料以外には一般の公共政策大学院課程との明確な線引きが出来ていないという根本的な問題点がある。このことは公共政策専門職大学院の維持発展に大きな制約要因となっており、定員の未充足などの経営上の負担に反映しているだけでなく、一般の公共政策系大学院の専門職大学院への参入を阻害する大きな要因となっている。このことも社会的な認知度を向上しえない大きな要因と言える。以上のことは本研究科が授与する学位の称号の意義や、目指すべき人材像を評価するにあたって留意しなくてはならない視点である。

第2の課題としては、第1の課題とも関連して、現行の専門職大学院に対する認証評価制度が公共政策専門職大学院側に相当な負担感を与えているという現実がある。実際に今回の外部評価にあたっては認証評価機関による専門職大学院の評価基準を一定程度想定した評価項目と基準案に準拠して自己点検・評価が実施されたが、大学全体としての機関別認証評価と独立に実施される専門職大学院側の負担感は結果として相当なものであった。その原因は、公共政策専門職大学院は現状では職業資格と連動していないにもかかわらず、法科大学院をはじめとする国家資格等と連動する専門職大学院と基本的にはほとんど同じ制度での認証評価の運用が期待されているために、現状では大学側に過重な負担を課す義務的な認証評価になる可能性が高いことにある。大学院設置基準ならびに専門職大学院設置基準に基づく大学院の設置が義務付けられていない米国においては、周知の通り公共政策専門職大学院の質保証は National Association of Schools of Public

Affairs and Administration (NASPAA)などによる定期的なアクレディテーションによる教学の質保証が必須であることは理解できるが、日本の大学が基準達成度を厳しく評価する米国のアクレディテーション制度になじむとは限らない。むしろ日本の大学は設置時の規制に比重を置く欧州型に近いところもあるので、定期的な質保証は必要としても、その自己評価が大学内の一部の担当者の過重な負担と他の教員等の受け身の対応に終始する状況を変革し、大学側の主体性を信頼し、恒常的かつ主体的な質保証を促して大学の積極的な改革を実現するためのより取り組みやすい制度に成長させることが必要と考えられる。

本研究科を対象とする外部評価を実施した経験から、外部評価委員は、多数の達成すべき一律の基準を基礎に認証評価を行う現行の認証評価制度よりも、最小限の達成すべき基準と各大学院におけるより高い教学水準を目指す主体的努力とがバランスよく評価される認証評価システムへの展開が少なくとも高い教学水準を実現している大学院に対しては非常に有効であろうという結論を得た。

(2) 早稲田大学大学院公共経営研究科の社会的役割

本研究科は日本において数少ない私立の公共政策専門職大学院の一つであり、そのことから本研究科の教学水準や教学の内容は、日本における公共政策専門職大学院の今後の展開に大きな影響を与えることが想定される。したがって、今回の外部評価にあたっては、当該大学院の設置目的や法的基準についてその達成度を確認するだけでなく、日本を代表する公共政策専門職大学院としての社会的役割についても一定の評価をしておく必要があるものと考えられる。

その視点から見た場合、本研究科は設立理念に基づいた質の高い教学を実現するために組織的な努力を積み重ねてきており、その結果として全国から多数の学生を受け入れ、行政のみならず企業やNPO等からも社会人を受け入れており、その結果院生の構成比も適正な水準にあり比較的安定している。また、課程修了者の進路についても、機関・団体等からの派遣者は別として、公共経営に関する多様な分野に人材として進出しており、さらには本研究科を経てキャリアを公共経営関連分野に転換する修了者が一定数存在するなど、本研究科は総体として、専門職大学院の趣旨に合致する教学活動によって社会的に高い評価を得ていることが認められる。

但し、それにもかかわらず、このことは本研究科の社会的役割が十分果たされていることを必ずしも意味しないことに注意が必要である。外部評価委員としては、点検報告書及び付属資料と訪問調査を総合して、今後の努力を期待して改善すべき課題を以下に挙げておきたい。

本研究科の国際的発信力の向上について

今回の評価作業を通じてもっとも懸念されたことは、日本を代表する公共政策専

門職大学院でありながら、本研究科が国際的な動向を吸収するための教学活動は活発に進めているものの、それらは内向きな努力にとどまっており、高等教育の国際標準化の動向や人材の国際的流動化に対応して、日本の立場から何を国際社会に発信するのかという意識と活動が比較的弱いことである。具体的には、修了者に授与される学位が比較的認知度が低いものであり、訪問調査時の説明では必ずしも人材の国際的流通に適切であるとの判断が得られなかったこと、専任教員による外国語の講義が極端に少なく、外部の講師や随時開講講義に集中していること、外国人留学生の受け入れは一定数確保されているが、研究科としての戦略的位置づけが必ずしも明確ではないこと、さらには、海外の大学院等との協力連携を進めているが国際標準化をにらんだ単位の互換や教学水準の標準化などについては戦略的な対応が不十分であること、などである。国際社会で急速に進んでいる公共政策・公共経営に関する国際標準化への対応が遅れることは、日本の公共政策系教育の国際的発信力を低下させ、人材の国際的流動化の障害となることが懸念されている現在、日本の代表的公共政策専門職大学院の一つである本研究科も、それに積極的に対応する責務を負っていることに関する認識を高め、今後具体的な戦略の形成とカリキュラムの改革を推進していくことが望まれる。

修士論文について

本研究科の修了要件となっている修士論文については、法的な要件はないので本研究科独自の判断で必修化しているものである。修士論文の必修化によって得られた本研究科の教学上の効果については、資料と訪問調査によって十分確認できたが、専門職大学院としては修士論文の必修化によって本来の特色が失なわれる可能性があることにも注意を払う必要がある。修士論文の教学上の取り扱いとその課題については個別の評価で触れるが、国際的な動向としては専門職大学院ないし公共政策系大学院においては、むしろ修士論文を必修として課さず、具体的な事例等を調査研究するワーキングペーパーの作成が主体となっており、最近の動向としては、米国のNASPAAにおける事例研究の成果をグループでまとめるキャップストーン方式などのアウトプットをもって修了要件とする方向も出ている。しかし、日本の大学院においては従来から研究者養成大学院の流れを継承して、修士課程における修士論文指導が定着してきた経緯から、教員の指導体制や資質も修士論文の指導を前提とする方が安定した指導と能力の評価が可能のために、現状では専門職大学院においても修士論文を修了要件とすることによって教学の質と学生の評価の質を担保する傾向が強い。公務を筆頭に公共性の高い諸活動を主導すべき人材の育成を主たる目的とする公共政策専門職大学院としては、個人に閉じた修士論文の作成過程に修学のかなりの部分を費やすことになる修士論文は、本来の社会的人間力の涵養を目指す教育環境に一定の制約を持ち込むことになりかねない。したがって、本研究科における修了要件となっている修士論文は、むしろ

選択制とするなど、それ以外の集団的研究活動や事例研究の成果も重視する国際的動向にも沿った新たな修了要件に対応した教学体制を検討する必要があるものと考えられる。

日常の厳しい教育研究環境に新たな改革を求めることは過大な要請と受け止められる可能性はあるが、日本の公共政策専門職大学院が国際的なレベルを確保し、その教育課程を修了した人材が真に社会に求められる人材として機能するために、主導的な立場にあることを念頭に検討されるよう期待する。

(3) 本研究科の総合的評価

点検評価書及び訪問調査に基づき、外部評価委員は以下の通り評価すべき点と改善すべき課題を取りまとめた。

(3) - 1 評価すべき点

本研究科の設置目的に照らして、外部評価に至る5カ年間の教学活動は、公共政策専門職大学院に求められる法的基準を基本的に満たしている。

本研究科の応募状況、在籍院生の社会人等の構成比、修了生の進路、メセナサポートメンバー企業等の支援の状況等から、本研究科に対する社会的認知度は高くまた安定していると判断される。

在籍学生の本研究科の教学内容・教学体制・教育課程に対する満足度は高く、関係者の努力が入学の動機に適切に対応するものであったことが示されている。

研究科全体で対応するプロジェクト期間の設定、複数教員の演習指導体制と受講学生個人を対象として指導の一貫性を担保するプロファイルブックの活用、入学志願者の事後指導を行うリザーブ制度など、他の大学院には見られない独創的で特色のある教学活動が精力的に実施されている。

上記の評価すべき点が、教員及び事務当局のよく組織された教育活動と熱意によって支えられて実現している。

施設の整備が積極的に行われており、質・量とも恵まれた環境での学習が保障されている。

(3) - 2 課題と改善すべき点

本研究科が目指す人材像が広範な分野に及んでいるために、提供する科目が多数・多岐にわたり、しかも1年修了課程と2年修了課程の単位設定が異なるなど複雑なものとなっているために、カリキュラムの設計における全体としての方向性は理解できるものの、学生の科目選択と学習効果に如何なる関連が見られるか検証が必要と考えられる。

一部の教員に過重な負担がかかっており、教員の関与の度合いのばらつきをもたらしている。本研究科の教学活動の質と量の持続性を考慮した教員の負担

の軽減とカリキュラムの再検討が求められる。また平成25年以降、併任教員が専任教員にカウントできない可能性もあり、入念な人事計画が必要になると考えられる。

本研究科には博士後期課程が設置されているが、本課程の設置目的が専門職大学院制度に整合しているか否かについては必ずしも明確ではない。博士後期課程の設置目的・運用については慎重に再検討し必要があれば改善するための措置を取ることが期待される。

1年制修了課程と2年制修了課程との単位の設定の不整合等について、精査して改善する必要がある。

第2節 設置目的・教育目標

(1) 法定事項など必須事項については特に指摘して改善を求めべき事項はない。

(2) 本研究科の名称について

(2) - 1 設置目的とカリキュラムの整合性について

本研究科の名称は早稲田大学大隈大学院公共経営研究科(公共経営専攻)であり、設置目的は「・・・政府部門、民間部門およびNPO / NGO等シビック部門が協働して公共の諸問題の解決にあたる公共経営の分野で活躍する・・・(中略)・・・国家・地方・国際公務員、政治家、NPO / NGOスタッフ、ジャーナリスト、組織人一般を養成あるいは再教育し・・・(後略)」とされているが、これは早稲田大学の建学の精神に基づいて、幅広く高度な人材を輩出してきた伝統を踏まえた独自の基本姿勢と理解される。

但し、本研究科の幅広い学生を対象に実施されているカリキュラム編成の実態は、基本的には既存の公共政策系大学院におけるカリキュラムに実務教員等の導入を図って、現場・現地の実態を踏まえた課題設定・解決型の高いレベルの指導的人材を育成する方向に重点が置かれており、設置目的に謳われている「協働を基本とする公共経営」の定義にそった、セクター間の対話と協働を実現するための理論やスキルの提供などの組織的・積極的な展開までには至っていない。この方向でのカリキュラムの今後の展開について検討されたい。

(3) 博士後期課程の設置について

本研究科では修士課程とともに博士後期課程を開設している。国際的な動向を考慮した場合、今後公共政策分野においてもより高度な学位を持つ専門職業人の養成は必須であり、本研究科の博士後期課程への展開は十分理解できる。

但し、専門職学位課程のみを想定している公共政策専門職大学院制度にあつては、博士後期課程との一体的な設置と運営は想定されておらず、基本的には別個の組織として設置目的を定め運営することが求められることは指摘しておか

なければならない。このことについては、現行の博士後期課程が基本的には研究者養成のための課程とされていることにも問題があり、研究科として国際社会の動向を踏まえた制度の改革・改善について積極的に発言していくことも必要と考えられる。

第3節 学生の受け入れ

- (1) 学生の選抜及び受け入れ状況については、研究科としての多様な努力もあって、全体に良好な状況であり、募集状況及び入学数、社会人の受け入れ状況等特に指摘すべき事項はない。
- (2) リザーブ制度について
特に不合格者のうち研究計画書の内容によっては、「リザーブ理由書」を本人に手交して再チャレンジの機会を与えていることは、きめの細かい選抜方法として本研究科の特筆すべき特色である。
- (3) 1年制コースの受け入れについて
1年制コースの説明については、40単位の履修の必要性和、8単位のキャリア科目の認定についての情報が不十分である。40単位履修の必要性の明確化と、キャリア科目の認定方法の明確化については早急に対応されたい。

第4節 教員組織

- (1) 専任教員数、専任教員の構成、実務家教員等専門分野の経験年数など法令の規定等については適切に配置されている。
- (2) 実務家教員の任用について
実務家教員の任用は関連分野が幅広い公共政策専門職大学院の特殊性に鑑み、一般教員の任用と異なる運用が必要となる場合も考えられるので、運用上の対応については可能な範囲で内規等の整備が好ましいのではないかと。この点については検討をされたい。
- (3) 専任教員の担当科目数について
専任教員の担当科目数は本研究科が提供している多様で密度の高いカリキュラムに対応するために平均的に過重なものになっているものと認められる。このことは、当面教員の個人的熱意や、複数教員の指導体制を担保するプロファイルブック等の組織的対応によって教育水準が維持されるとしても、長期的には、現在すでにその傾向がある科目ごとの負荷配分のばらつきや、カリキュラム改革のための余力の枯渇等を通じて教学の内容に負の影響を与える可能性があり、本研究科の持続的発展の障害要因となりかねない。この点については、法令に定められた教員の必要数の充足だけでなく、持続可能な教学内容の向上の観点からの教員数の確保が求められる。

(4) 博士後期課程の運営体制について

博士後期課程の研究科委員会の運用は制度上は別個の研究科委員会として運営体制が組まれるべきであるが、この点は現行の高等教育制度の中で博士後期課程には専門職学位課程と接続する高度専門職業人の育成が含まれていないことの矛盾ともとらえられるので、制度改正要求も含めて研究科の対応を検討するべきである。

第5節 教育の内容・方法・成果

(1) 教育課程について

(1) - 1 本研究科の教育課程はコア科目、選択科目、演習科目が明確な方針の下に適正に配置されており、一部を除いて良好な状況にある。

特に伝統ある著名な大学としての特色を生かして、国際的に著名な外部講師の招聘や全国各地を対象とするフィールドワークの展開、またメセナ企業による支援等を活発に教育課程に取り込んで、きめの細かい指導体制とともに恵まれた教学環境を実現していることは特筆に値する。

(1) - 2 特色ある教育課程について

本研究科の教育課程には様々な工夫が盛り込まれており、他大学の研究科の模範となる取り組みとなっている。特にその例をあげれば、第一に、フィールドワーク科目において2004年度から始まった全研究科が年2回3日間教室授業を休止してフィールドトリップ等を実施する「プロジェクト期間」制度があげられる。第二に、演習担当をクールごとに変更できる複数教員担当制とそれを支える学生ごとのプロファイルブックの制度化とその活用による教員と事務の連携体制が挙げられる。

(1) - 3 学位の名称について

研究科の名称と学位の名称は一致しているが、本研究科が目指している協働にかかる幅広い分野の諸活動を担う人材を対象とする教育課程の修了者に対して、基本的には行政に係るマネジメントの学位である公共経営学修士(MPM)の称号を授与することがどの程度国際的な通念と整合しているか判断の余地があろう。今後日本国内における公共政策専門職大学院の修了者に授与する学位の統合問題を念頭に、最適な学位名称について検討を続けられたい。

(1) - 4 1年制コースの教育課程について

1年制コースの修了要件が2年制コースと同じに設定されていることは、教育の質の確保という観点からは望ましいと言えるが、いくつかの課題を指摘する。

まず1年制コースのみに認められているキャリア科目8単位については、実務経験を勘案して与える単位とされているが、単位の認定基準が明確ではない。また修士論文合格をもって習得する単位である演習については、同じ修士論文のための

演習でありながら1年制コースでは4単位、2年制コースでは8単位となっているが、同じ修士論文提出にかかる単位であることから、必ずしも異なる単位数を配分する必要はないものと考えられる。さらに学位取得にかかる単位数は設置基準上30単位であることから、1年制コースの修了要件を2年制コースと同じ40単位に設定すべきか否かも検討の余地はあり、さらにはキャップストーンを活用した修士論文以外の卒業要件を新設するなどして1年制コースの教育課程を改善する可能性がある。

総じて1年制コースは2年制コースとの教育課程の差別化が明確でなく、また運用の基準についても不明瞭なところが見られるので、発想法を広げてその教育課程の在り方を再検討することが望ましい。

(2)教育方法等について

(2) - 1 授業形態・時間割・講義内容の情報開示などについては、関連法規との整合性について特に指摘事項はない。

(2) - 2 教育手法・授業形態について

講義と実践のバランスがよく配慮されており、講義・討論・演習・事例研究・外国も含めたフィールドスタディ・インターンシップ・及びメセナサポートメンバーとの連携を活用した外部講師の招聘(トップセミナー)等多彩な手法がとられている。

(2) - 3 授業時間帯について

講義時間帯の配置については、昼間の配置が多く、主として社会人に対応する夜間と土曜日の講義が少ないが、学生のインタビューでもそれに対する不満はなかった。このことは在籍学生は職場からの派遣が相当数あり、特に夜間に講義を受けなければならない状況にある者がそもそも少ないことと、応募時に講義時間帯については情報が与えられているために、夜間と土曜日の講義が少ないことを承知の上で入学することが影響しているものと考えられる。本研究科に対する応募者数が多い現状では特に夜間や土曜日の講義を増やす必要はないと考えられるが、社会的には有為な人材に等しく機会を与えるための努力を精力的に進めてきた早稲田大学の建学の精神に照らして、再考の余地がないか検討されることを期待したい。

(2) - 4 修士論文指導について

修士論文を修了要件とすることによって、学生に明確な到達目標と到達水準を意識させることは、課程修了者の質を高め一定の水準を確保するためには有効な手法であると考えられる。また教員にとっても学生の指導を安定して行い評価も従来通りの手法が使えるという意味で最もパフォーマンスの良い指導方法であろう。しかし、専門職大学院の本来の在り方からは、論文という狭い手法に主要な指導を絞り込み学生の幅広い可能性を徹底的に引き出す手法を開発することに十分な配慮が行われないままであれば、本研究科の目標である協働を支える幅広い人材の育成

は不十分なままになる可能性がある。すでに指摘したところであるが、実践的グループ研究の成果を重視するキャップストーン制度などがすでに実施され始めている現状を踏まえて、本研究科においても修士論文を主体とする指導の質保証からより幅広い教育指導体制に移行することを検討することを期待したい。

(2) - 5 外国語による講義の展開について

本研究科では外国人講師の講演や招聘は活発に実施されているが、その目的は最新の情報に直接触れることによって学生を触発することに重点が置かれている。

しかし人材の国際的流通が急速に進み、高等教育の国際標準化が進んでいる現下の国際情勢に対応するためには、本研究科における講義の一定数を外国語で行うことは日本の公共政策専門職大学院を代表する一つである本研究科として当然対応すべきことであり、早急に検討されるよう期待する。

(2) - 6 FD体制の整備について

本研究科では独自のFD組織の設置について検討するとされている。日本における公共政策専門職大学院としての先端的な役割を期待されている本研究科として、FD組織は、最新の情報を踏まえ、各教員の連携の下に常に最先端の教学体制を構築するために必須の組織であることから、速やかな設置が求められる。

(3) 成果等

(3) - 1 学位授与について

学位授与については、学生の大半が順調に学位を取得していることから、本研究科における教育の成果が十分発揮されていると認められる。

(3) - 2 進路について

派遣職員以外の修了者は本研究科の設置目的を反映して公務員を始め多様な分野の人材として活躍している。また本研究科を修了した後キャリアパスを変更した社会人は、そのほとんどが本研究科がターゲットとしている公共的分野の職種に転換しており、本研究科が人材育成に十分な成果を上げていることが確認された。

第6節 教育環境整備

(1) 施設整備及び運用について

本研究科は図書館以外は独自の施設に研究科の機能がすべて集約されており、一体的な環境での学習が可能となっている。また学生の教育・研究環境も、ITなどの機能面及び空間の確保も含めて良好な状態にある。

(2) 図書館の利用形態について

本研究科では専用の図書館は設置されておらず一般の教員・学生と同じく大学の図書館を利用している。また本研究科内に公共経営に関する寄贈図書を中心とす

ると書収蔵スペースが設置されている。図書館機能については特に指摘事項はない。

第7節 管理運営

(1) 運営体制

本研究科は政治経済学術院の下に独立した研究科運営委員会が設置されており、当該分野に関する固有の事項については学則・規定等によって本研究科が機動的に意思決定できる体制が確定している。したがって、教学にかかる運営は適切に実施されていると判断される。

(2) 外部機関等との連携

地方自治体、公共的非営利組織、政府機関、企業等公共経営にかかわる各種外部機関・組織との連携・協働については幅広くまた活発に運営されており、その連携が学生の教育に多方面で生かされている。

第8節 点検・評価

(1) 自己・点検評価にかかる体制について

本研究科では研究科運営委員会において日常的な活動の中で随時対応がなされてきたが、2005年度に大学基準協会による大学全体の認証評価の一環として本研究科においても自己点検・評価を実施し2006年度に認証評価を受けた。今回の外部評価にあたっては、研究科内で作業分担を定め実施している。

(2) 自己点検・評価の位置づけについて

本研究科では恒常的な自己点検・評価体制は整備されておらず、7カ年に一度の法人評価と5カ年に一度の専門職大学院の認証評価に個別に対応する他は、日常的な研究科委員会において、適宜に対応がなされてきている。

本来自己点検・評価は、大学が自らその質保証と教学の質の向上を図るために実施するものであり、義務的に対応するものではないが、現行の認証評価が制度的には大学側に相当の負担感を与えるものであることから、義務化された年度に自己点検・評価作業を集中させる傾向が強く、本研究科もその例に漏れない。

その意味では、研究科あるいは公共政策専門職大学院全体として独自の負担感の少ない自己点検・評価システムを構築し、日常的に教学の改善と質の向上を図る体制を構築することが可能であれば、これまで進めてきた日常の改善改革の努力が目に見える成果として有機的に機能し、外部の認証評価への対応も最小の作業で対応できることが期待される。

今回の外部評価を機に、日常的な自己点検・評価が可能となる最適な評価体制を構築することを期待したい。

第9節 情報公開・説明責任

(1) 情報公開については、自己点検・評価の範囲では、多様な媒体によって適切な情報公開が行われているものと判断される。

(2) 説明責任について

本研究科の管理運営体制については、一部説明責任が不十分な面が見られる。すでに指摘したことも含めて改めて指摘しておきたい。

第一に、成績評価の基準が明示されていない科目が見られ、本研究科における教育水準に対する説明が明瞭でない場合があり、今後国際基準への対応をさらに検討すべきである。第二に、シラバスの記述にばらつきがあり、学生に対する説明責任が十分果たされているとは言い難い。また第三に、1年制コースの履修方法の説明に不十分さが見られる。第四に、キャリア科目の単位認定に明確な基準がない。

以上については速やかに改善されるよう期待する。

別表1 外部評価委員名簿(2名)

氏名	役職
富野 暉一郎	龍谷大学法学部教授
細野 助博	中央大学大学院公共政策研究科教授

別表2 訪問調査の日程

訪問調査実施日 2008年12月22日 13:00～18:30

	時間	調査内容	会場
	13:00～ 14:30	大学院関係者(責任者)との説明と質疑(面談)	大隈記念タワー(26号館11階)会議室
	14:40～ 16:00	施設案内・授業見学 4時限授業見学	
	16:10～ 16:50	学生とのインタビュー	
	17:00～ 17:30	外部評価員打合せ	大隈記念タワー(26号館13階)演習室
	17:40～ 18:30	懇談会(訪問調査のまとめ、当該大学院に対する謝辞)	大隈記念タワー(26号館11階)会議室